

豊田市都心地区公共施設等再編計画策定業務委託プロポーザル 質問への回答
(4月10日回答分)

NO	質問内容	回答
1	仕様書P2の6業務内容（1）について。曜日や時間帯による利用及び運営状況に関する資料をご提供いただくことは可能でしょうか。	契約後に市から予約状況等のデータを提供する予定です。
2	仕様書P3の7一括再委託の禁止（1）について、業務の一部を100%子会社と協力して行うことは可能でしょうか。	子会社と協力して業務を行うことは原則できません。ただし、子会社が、「事業に参画可能性のある民間事業者（仕様書 P2 及び P3 に記載）」の立場として行う検討や作業の範囲内については、協力して行うことが可能です。
3	貴市内での進捗報告などにより、業務期間の途中段階で、一部の成果物が必要となる可能性があるようでしたら、その概ねの時期と、対象業務項目をご教示いただけますでしょうか。	仕様書 P3 に記載のとおり、12月の庁内検討会議に向けた準備段階で、基本計画案及び評価のデータが必要になります。
4	プロポーザル実施要領、7 提案書等の提出書類、(3)提案書の提出、 工 提出書類・部数、(ア) 「・副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと（表紙、目次及び本文を含むので注意すること。）。」との記載がございますが、表紙・目次は提案書の枚数制限（A3片面2枚以内）には含まれない認識でよろしいでしょうか。 また、正本にも提案書の枚数制限（A3 片面2枚以内）には含まれない認識で表紙・目次の作成をすることは可能でしょうか。	表紙及び目次は枚数制限には含まれません。正本も同様とします。

5	<p>プロポーザル実施要領、7 提案書等の提出書類、(3)提案書の提出、 工 提出書類・部数、(ア) 提案書について「A3 片面 2 枚以内」との記載がございますが、提出時には Z 折などの折りこみをして A4 サイズのファイルに綴じて提出する形でもよろしいでしょうか。折らずに A3 サイズのままの提出が必要でしょうか。</p>	<p>提案書の綴じ方について、特に指定はございませんので、折っていただいても構いません。</p>
6	<p>プロポーザル実施要領、7 提案書等の提出書類、(3)提案書の提出、 工 提出書類・部数 2の質問回答にて、(ア) 提案書を折りこみして良い場合、提出書類は下記の順番でそれぞれ一式にまとめて提出すればよろしいでしょうか。 認識が異なる場合は具体的な提出方法についてご教示ください。</p> <p>■ 正本 1 部 (ア) 提案書 (イ) 技術者の能力等 (様式4) (ウ) 見積書及び積算内訳書 (様式任意) (エ) (イ) の添付資料</p> <p>■ 副本 7 部 (ア) 提案書</p>	<p>提案書等について、必要書類を提出いただければ順序は問いません。記載いただいたとおりの順で提出いただければ結構です。</p>

<p>7</p>	<p>プロポーザル実施要領、 4 参加資格要件(8)、 7 提案書等の提出書類 及び 別紙 評価基準</p> <p>評価基準の「業務担当者の能力」のうち、「技術者の資格」項目にて「技術者が、技術士（総合技術監理部門-都市及び地方計画）若しくは技術士（建設部門-都市及び地方計画）の資格を有している」場合に加点されるとの記載がございます。一方、参加資格要件としては「業務担当責任者」に「技術士」の資格が求められております。</p> <p>評価対象について、下記A～Cいずれの認識が正しいでしょうか。</p> <p>A) 「業務担当責任者又は技術者」が「技術士（総合技術監理部門-都市及び地方計画）若しくは技術士（建設部門-都市及び地方計画）（以下「指定の技術士資格」）」を有していれば加点される。</p> <p>B) 「技術者」が指定の技術士資格を有している場合のみ加点される。</p> <p>なお、技術者を複数配置する場合は、様式4を提出する「主担当の1名」の資格のみを評価対象とする。</p> <p>C) 「技術者」が指定の技術士資格を有している場合のみ加点される。</p> <p>ただし、様式4を提出する「主担当の1名」の資格に限らず、「提案書提出時点で配置を予定している複数名の技術者」の資格が評価対象となる。その際、提案書内の「実施体制」に「配置を予定している複数名の技術者名及び資格」を記載し、資格証を添付すれば評価対象となる。</p>	<p>Bです。</p> <p>別紙「評価基準」における技術士の資格の加点については、技術者が保有していることが前提です。業務担当責任者は、参加資格要件にて定めているため、加点はございません。</p> <p>また、技術者を複数名配置する場合は、様式4を提出する1名のみを評価対象とします。</p>
----------	---	---

8	<p>プロポーザル実施要領、 7 提案書等の提出書類 及び 別紙 評価基準</p> <p>4の質問回答にて、Cの認識が正しい場合、下記もご教示ください。</p> <p>提案書内の「実施体制」に「配置を予定している複数名の技術者名及び資格」を記載する場合、資格証は提案書の正本1部のみに添付すればよろしいでしょうか。</p>	<p>上記のとおり、技術者を複数名配置する場合は、様式4を提出する1名のみを評価対象とします。</p>
9	<p>下記資料の所在をご教授願います。</p> <p>・仕様書 p1 5 準拠法令等(7)都市再生整備計画 都市構造再編集集中支援事業及びまちなかウォークラブル推進事業豊田都心地区 令和5年3月</p>	<p>公告後に市ホームページが更新されたため、恐れ入りますが令和8年3月版を御確認ください。</p> <p>◎掲載場所 市ホームページ > 市政情報 > 行政計画 > 都市整備（まちづくり、住宅施策、交通施策） > 都市再生整備計画（旧まちづくり交付金） > 都市再生整備計画（都市構造再編集集中支援事業及びまちなかウォークラブル推進事業）（豊田都心地区）</p>
10	<p>提案書とは別に、プレゼンテーション資料を作成してもよろしいでしょうか。</p>	<p>提案書以外の資料は作成せず、A3サイズ2枚以内で説明を行ってください。</p>
11	<p>仕様書p1 4検討対象施設等に記載の「都心地区西側」に該当する範囲をご教授願います。</p>	<p>新豊田駅西側の地区を想定しています。</p>
12	<p>仕様書p1 4検討対象施設等に記載の「5施設程度」について、ご教授願います。</p>	<p>具体的な施設名は契約後にお示しいたしますが、5施設の選定にあたっての観点の例は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内で機能が重複している施設 ・建物の老朽化が進む施設 ・都市的低未利用となっている施設 ・立地のポテンシャルを十分に活かされていない施設 等
13	<p>仕様書p2 6(2)必要機能の整理に記載の「過年度までに実施した公共施設等の再編案」をご提供いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>過年度までに実施した公共施設等の再編案につきましては、契約後に提供いたします。</p>